

募集要領に関する質問と回答

No	見出し符号				項目名	質問内容	回答
	頁	章	節	項			
1	15	3	3-5		見積上限価格	記載されている金額は「基本設計」価格と理解しますが、「施設設計」及び「工事」において上限金額を超える場合は変更となりますか。	<p>応募の際に積算をお願いしている提案見積額は、基本設計数量を想定した場合の価格を提案いただくものですので、基本設計数量で積算してください。提案いただいた見積額と見積上限価格の比で請負率を算定します。</p> <p>なお、詳細設計の実施及び工事施工に伴い、予定価格を超える場合もあることを想定しています。その場合は、合理的な変更理由がある場合に限り、設計変更の対応を行うこともあります。現場状況等により、変更が生じた場合は、基本協定書(案)第6条の規定に基づき変更契約を締結します。</p>
2	19	5			(1)応募資格審査書類	同種業務の実績(下水道、上水道)は建設企業、代表企業と構成員の両者に求めている書類でしょうか。	<p>応募資格審査における同種業務の実績は、設計企業にのみ求めています。下水道、上水道のそれぞれの提出企業と提出書類は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道: 応募する全ての設計企業(代表構成員、構成員)(提出書類: 様式1-3-1-1) ・上水道: 応募する設計企業のうち上水道の設計を実施予定の企業のみ(提出書類: 様式1-3-2-1) <p>なお、提案書類審査においては、建設企業の下水道管きょ工事の実績の提出も求めています。ここでの実績は、代表企業、構成員の実績を合わせたものです。(提出書類: 様式4-2)</p>
3	34				(技術者等の配置)第12条(2)	工事期間中に於ける主任技術者の変更は可能ですか。また、前記についての詳細規定をご教示願います。	<p>監理技術者、主任技術者、現場代理人は死亡、傷病または退職等、やむを得ない場合を除き、原則変更は認められません。</p>
4	33				別紙2 加古川市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要綱(技術者等の配置)第12条2	今回の工事は、長期間となりますが、現場代理人及び監理技術者の途中変更は可能ですか。	<p>但し、本事業は、一つの契約工期が多年に及ぶことから、国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルに基づき、判断することとなります。</p>
5	10	3	3	1	表3-1.事業者の募集及び選定のスケジュール	今回の質問の他に応募資格審査結果の通知～提案書類の受付までの間に質問を受け付けて、頂けないでしょうか。	新たな質問期間の設定は考えておりません。

6	20	5			(2)提出書類	共同企業体協定書に記載する日付は、提案書類受付日までの任意の日付でよいですか。	ご理解のとおりで構いません。
7	19	5			(1)応募資格審査書類	会社概要書は、会社案内(パンフレット)で良いですか。	商業登記簿を想定しておりますが、会社名、代表者名、本社、支店、営業所の所在地が記載されている書類であれば、会社案内(パンフレット)で構いません。
8	19	5			(1)応募資格審査書類	決算報告書とは、財務諸表と言い換え、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書が含まれておれば良いですか。	ご理解のとおりで構いません。
9	19	5			(1)応募資格審査書類	法人税・消費税申告書及び納税証明書において、申告書を必要としますか。	納税証明書に加え、法人税・消費税申告書も必要です。
10	19	5			(1)応募資格審査書類	法人税・消費税申告書及び納税証明書において、その3の3未納額がない証明で良いですか。	納税証明書は、「その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明用」があれば問題ありません。
11	19	5			(1)応募資格審査書類	法人税・消費税申告書及び納税証明書において、その他の証明者については、兵庫県、加古川市、本社のある市町村となりますか。	市町村税の納税証明書の証明者は、契約締結権限を有する兵庫県内の本店、支店、営業所の所在地の自治体になります。
12	33				別紙2 加古川市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要綱(技術者等の配置)第12条2	代表企業が設置する現場代理人と監理技術者は、兼任できますか。	工事請負契約書第10条に示すとおり、現場代理人と監理技術者(または主任技術者)は兼務することができます。
13	33				別紙2 加古川市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要綱(技術者等の配置)第12条2	前項により、現場代理人と監理技術者を兼任させた場合、業者選定の段階で評価を下げる事となりますか。	技術提案では、技術者の配置を評価しません。そのため、兼務により評価を下げることはありません。

14	33				別紙2 加古川市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要綱(技術者等の配置)第12条2	現場代理人及び監理技術者の専任期間は工事請負契約締結時期の平成32年4月上旬からと考えて良いですか。	主任技術者、監理技術者の専任期間は、工事請負契約を締結した平成32年4月上旬から履行期限までを想定しています。 但し、事業者提案により早期に工事請負契約を締結した場合は、専任期間もそれに応じて前倒しになります。
15	6	2	2-9		業務範囲(測量調査)	詳細設計に当たり、地区の平面図(1/500)が必要となりますが、基本設計では使用されていないように思われます。 道路台帳のデータ又は平面測量データは貸与いただけるのでしょうか？	道路台帳図のデータの貸与を考えています。 平面測量データはありません。
16	6	2	2-9		業務範囲(設計に伴う各種書類の作成)	「各種申請等の手続きに必要な書類を作成する。」とありますが、各種とはどのような申請でしょうか？(例えば、要求水準書の15頁の「各種届出等への対応」では事前協議は設計企業が行う旨となっています。)	測量や調査に必要な道路使用許可、必要に応じて管渠布設に伴う県道や河川の占用申請を想定しています。 なお、事業者全体では、要求水準書10ページの表3-1を考えております。
17	6	2	2-9		業務範囲(通断水作業等の補助)	仕切弁等の操作については市職員(水道局)の立会は、していただけますか？	仕切弁等の操作は、基本、局の職員で実施します。 事業者には、断水の広報や現場作業の補助をお願いすることを考えています。

要求水準書に関する質問と回答

No	見出し符号				項目名	質問内容	回答
	頁	章	節	項			
1	25	4	4	1	要求水準における基本的な考え方	記述以外でも急激な物価変動などによる資材等の高騰時にも合理的な調整は摘要されますか。	物価変動による請負代金の変更は、工事請負契約書第25条に基づき実施します。
2	11	3	3-2	1)	設計業務 ②業務の範囲	工事費内訳書作成となっていますが、積算に当たっては公表歩掛を使用することで可能であると思われませんが、資材単価や材料単価等の単価についてはご指示いただけますか？ また、市内部での内訳書作成した場合との金額の差異についての対応はいかがいたしますか？	事業者が作成する工事費積算内訳書の単価については、兵庫県土木工事積算単価表及び物価資料並びに見積りを活用してください。工事請負契約に係る積算は、局が再度行います。
3	11	3	3-2	1)	設計業務 ④中立性の保持	「設計企業は、中立性を保持しなければならない。」とあります。 本業務は建設企業とのJVであり、施工計画や工期の短縮等について建設企業と連携しての検討が必要であります。 ここでの中立性とはどのような行為を示しているのでしょうか？	本事業においては、設計企業と建設企業は、市と委託、請負契約をそれぞれで締結しますが、設計企業と建設企業は協定にて企業グループとしてして事業を進めて頂きます。 そのため、従来、設計企業は、特定の建設企業に利することなく、客観的・中立的な立場で設計をしていただくことを求めていましたが、本事業では、発注者と市民が不利益を受けないことを中立性ととらえ、代表企業（建設企業）との十分な調整を通して、可能な限り効率的に整備を進められるような設計をしていただくことを想定しています。
4	12	3	3-2	1)	設計業務 ⑪詳細設計図の作成(3)	平面図(1/500)の詳細測量図、若しくは道路台帳はございますか？無い場合はどのように対応いたしますか？予定金額の中には計上されていないように思われます。 また、私有地部の地形等について、汚水桝計算に必要な平面図が不足している場合は、測量を実施してもよろしいのでしょうか？	道路台帳図を提供します。 私有地の測量については、建物等の配置が改築で、現地と整合しない等の軽微な修正・追加は、オフセット測量等により現地調査を行い、現況平面図に反映することとしております。
5	14	3	3-2	2)	設計業務 ⑰設計図書の提出	その他の資料として金入設計書、金抜設計書とあり、また上述の工事費内訳書作成となっています。 工事費の設計図書は設計企業としてどこまで作成するか明示下さい(工事発注金額までの算出でしょうか？)。	No.2の回答と同様に、工事請負契約に係る積算は、局が行います。事業者には、概算金額の算出をお願いしています。

6	16	3	3-2	2)	工事監理業務 表3-2 (8)設計図書(当初・変更・精算)の作成	具体的に設計図書の内容を教えてください。	設計・精算に必要な当初から変更後までの金抜設計書、数量計算書及び設計図面(当初及び変更後の新旧対照図)です。 当初の設計図書は設計業務、変更・精算の設計図書は工事監理業務での対応を考えています。
7	16	3	3-2		工事監理業務 表3-2	表3-2に示す工事監理業務の中で現場監理者が常駐する必要がある内容が多く存在します。 この場合、常駐する監理者は「募集要領P17」に定める工事監理技術者とは別の技術者(現場代理人等)を配置することは可能でしょうか？ また、この場合、下水と水道を兼務することは可能でしょうか？	募集要領P17の⑦に定める工事監理技術者を補助するために、追加で常駐する技術者を配置することは可能ですが、工事監理技術者に代わって業務を実施することはできません。 なお、工事監理技術者を補助するための技術者については、要件を定めていませんので、下水道と水道の兼務も問題ありません。
8	24	3	3-3		かし担保及び保証	設計の瑕疵担保と施工の瑕疵担保のいずれにも次の事項が記載されている。夫々具体的にどのような事象を想定しているのでしょうか？ 「所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、(設計企業、建設企業)の責任において速やかに改善すること」	施工した施設が要求水準を満たさない場合を想定しています。 例えば、設計または施工のミスにより、「下水道管きょが下流と接続できない」、「必要な流速を確保できない」等です。
9	25	4			⑤地下埋設物調査	「現地調査を必ず行ったうえで設計を行う」とありますが、どのような現地調査をお考えでしょうか？	地下埋設物のマンホールや水路を現地で確認し、埋設物等の有無と配置を確認することを想定しています。

事業者選定基準に関する質問と回答

No	見出し符号				項目名	質問内容	回答
	頁	章	節	項			
1	2	3	3	1	事業契約締結候補者決定までの手順	基礎審査及び提案内容の審査において、審査基準をご教示をお願いします。	<p>応募資格の審査では、募集要領に示した応募資格要件を満たしていることを確認します。</p> <p>満たしていれば、引き続き提案書類の提出の準備をしていただくこととなります。</p> <p>満たしていなければ失格となります。</p> <p>技術審査(提案内容の審査)では、事業者選定基準のP5の⑥に示した方法に基づき得点化します。</p> <p>各項目とも提出書類の様式に記載した事項に対して的確な提案をしてください。</p> <p>これ以上の具体的な判断基準の公表は、応募者独自の視点に基づく提案を妨げる可能性があるため、公表していません。</p>
4	2	3	3	1	事業者契約締結候補者決定の手順	基礎審査について、審査規定及び基準をご教授下さい。	
2	4	3	3	4	⑤技術評価審査	表3-1審査項目における配点内訳の詳細基準をご教示をお願いします。	
3	4	3	3	4	1)⑤表3-1審査項目	各項目において、配点が示されていますが、各項目の配点基準をご教授下さい。	
5	2	3	3	1	事業者契約締結候補者決定の手順	提案内容の審査について、審査規定及び基準をご教授下さい。	
6	4	3	3-4		技術評価審査 表3-1 審査項目	<p>(2)提案概要、(3)設計・施工計画においては、基本設計をもとに現地確認を実施しなければ想定外の問題点が発生する可能性があります。</p> <p>提案書作成時は、現地確認を行うことは可能でしょうか？</p>	
						<p>現地確認は実施していただいても構いませんが、応募者の責任で、市民に迷惑がかからないように実施をお願いします。</p>	

提出書類作成要領及び様式集に関する質問と回答

No	見出し符号				項目名	質問内容	回答
	頁	章	節	項			
1	37~46				様式4-2.1建設企業の工事実績一覧	記載した業務の契約書・仕様書・設計書等の写しを添付するとなっていますが設計書は、概要がわかる範囲でよいでしょうか。	契約書・仕様書・設計書等は、様式4-2 1.の(1)に記載した情報(受注者名、発注機関、契約金額、施工場所、工期、工事内容、受注形態、CORINS登録番号)に誤りが無いことを確認できる資料の添付をお願いします。
2	47				様式4-3-1施工体系図	設計企業が測量等において、地元企業を活用した場合に評価されますか。	詳細設計業務委託契約書(案)に示すとおり、再委託は禁止しております。 但し、資格要件を満たした地元企業が、設計共同企業体の構成員として参画した場合は、評価の対象となり得ます。
3	51				様式4-5.工事の確実性に関する事項	当該事項がある場合に予測される増額金額を算定しますが、実際の協議において再度、修正される場合においても、その提示した予測金額が上限額となりますか。	募集要領No.1の回答を参照ください。

工事請負契約書(案)に関する質問と回答

No	見出し符号				項目名	質問内容	回答
	頁	章	節	項			
1					工事請負契約書(案)	工事請負代金の基本となる支払条件をご教授下さい。	工事請負契約書(案)第32条、第34条、第37条、第39条、第40条、第41条を参照ください。
2					応募資格審査に関する提出書類について	同種業務の実績について、添付資料には契約書・仕様書・設計書等の写し。TECRISに登録されている場合は業務カルテの写し。と記載されていますが、TECRIS登録がない場合は契約書・仕様書・設計書等の写しのみでも実績として認められるのでしょうか。	提出書類作成要領及び様式集の様式1-3-1、及び様式1-3-2に関する質問と想定します。TECRISに登録されていない場合は、契約書、仕様書、設計書等の写し(当初及び最終)で構いません。但し、実績が明確に確認できない場合は、追加資料の提出を求める場合があります。 また、様式4-1(4-2、4-3-3)に関してもTECRIS(4-2、4-3-3はCORINS)に登録がない場合は、同様の添付資料で構いませんが、実績が明確に確認できない場合は、事業者選定基準P3 3.3 提案書類の確認に記載のとおりとなります。